

福井市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定(以下「指定」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空家等管理活用支援法人指定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書(業務の方法、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの)
- (9) 納税証明書(国税及び福井市税の滞納がないことがわかるもの)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により、その内容を審査するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 申請者が、第9条の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者が、福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に執行することができない者

オ 暴力団員等

- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、福井市空き家等対策計画に適合するもので、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (7) 申請者が、空家等の管理又は活用等に関する活動実績を有すること。
- (8) 申請者が、法第24条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施するために必要な専門性を有する人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (9) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (10) 申請者が、市内に事務所又は営業所を有する者であること。
- (11) 申請者が、国税及び福井市税を滞納していないこと。

(指定)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により提出された申請書の内容が前条各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により当該申請書に係る申請者を支援法人として指定し、空家等管理活用支援法人指定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

3 市長は、前条の規定による審査の結果、申請者を支援法人として指定しないこととするときは、空家等管理活用支援法人不指定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したとき、第3条各号に掲げる基準のいずれかに該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消す場合は、指定取消書(様式第7号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。